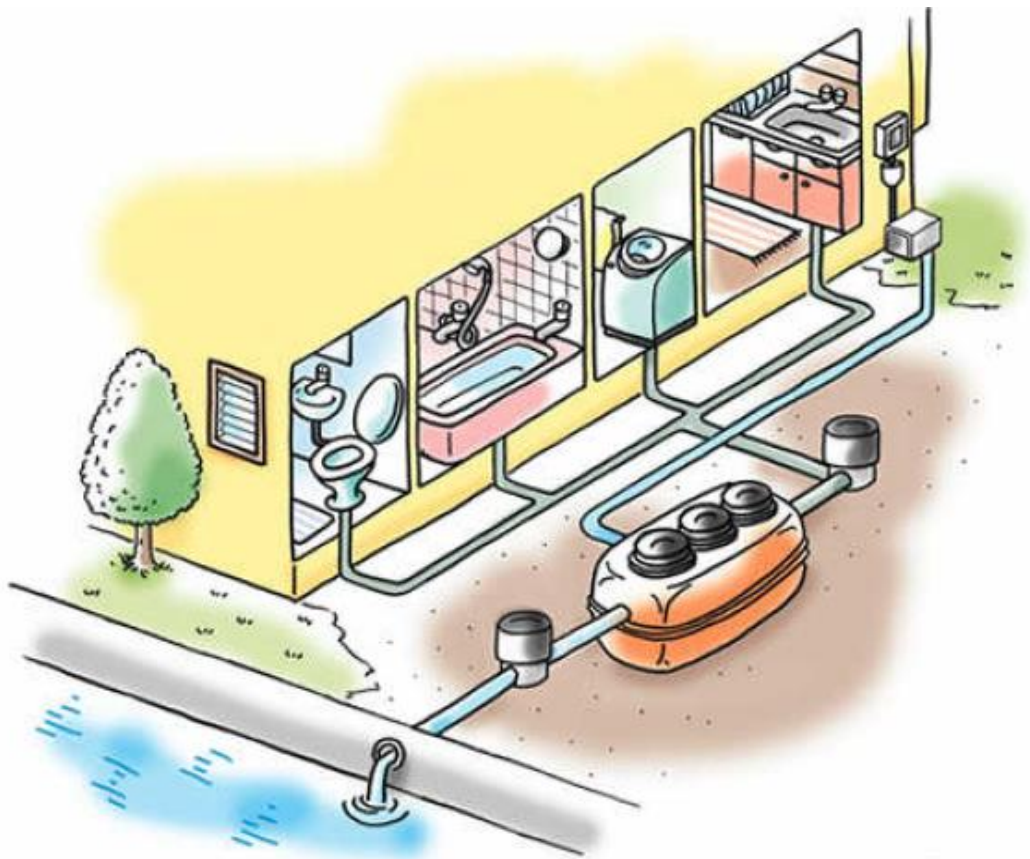




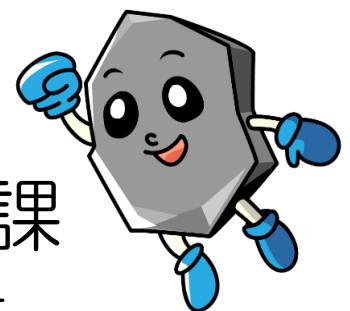
# 遠軽町個別排水処理施設整備事業

～安全で快適な生活環境をめざして～



遠軽町経済部水道課

電話 0158 - 42 - 4815



# はじめに

個別排水処理施設整備事業は、町内の生活雑排水の処理の促進と生活環境の向上に資することを目的として、平成18年度から丸瀬布地域及び白滝地域の公共下水道事業の計画区域以外の区域、平成28年度から遠軽地域及び生田原地域を含め、全町の公共下水道事業の計画区域以外の区域を対象に、トイレの水洗化と生活雑排水の処理を併せてできる施設「合併処理浄化槽」を設置する事業に取り組んでいます。

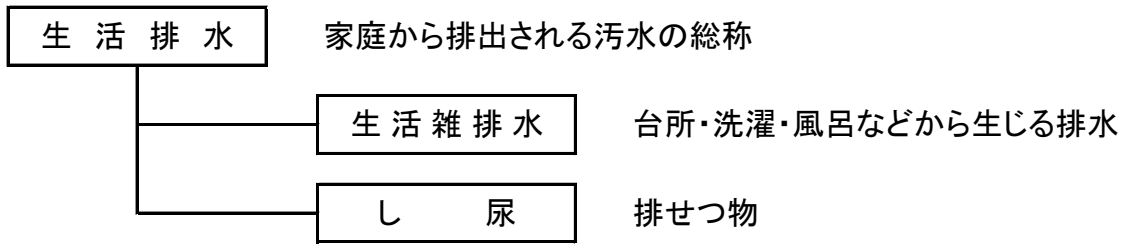
## 目次

1. 生活排水について	1
(1) 生活排水とは	1
(2) 生活排水の処理体系	1
2. 下水道・浄化槽の整備区域について	2
(1) 公共下水道により整備している区域	2
(2) 個別排水処理施設（合併処理浄化槽） により整備している区域	2
3. 遠軽町生活排水処理基本計画の策定について	3
(1) 遠軽町総合計画の基本方針	3
(2) 遠軽町生活排水処理基本計画の基本方針	3
4. 個別排水処理施設整備事業について	4
(1) 個別排水処理施設整備事業とは	4
(2) 個別排水処理施設整備事業の概要	4
(3) 個別排水処理施設使用料について	6
(4) 浄化槽の維持管理等について	7
(5) 個人負担・町負担のイメージ（まとめ）	8
5. 申し込みから使用開始までの流れ	9
6. よくある質問（Q&A）	10

# 1. 生活排水について

## (1) 生活排水とは

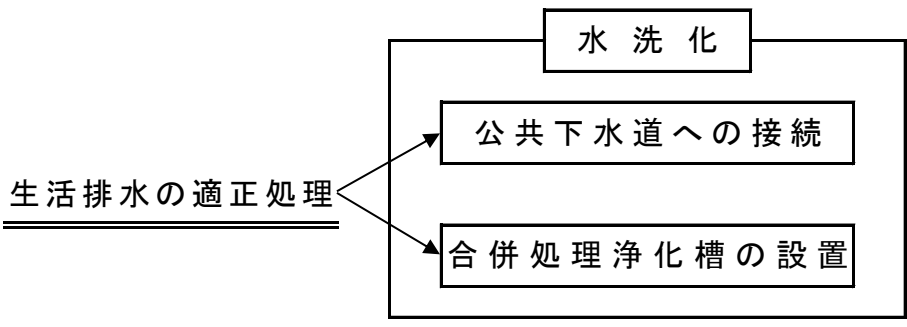
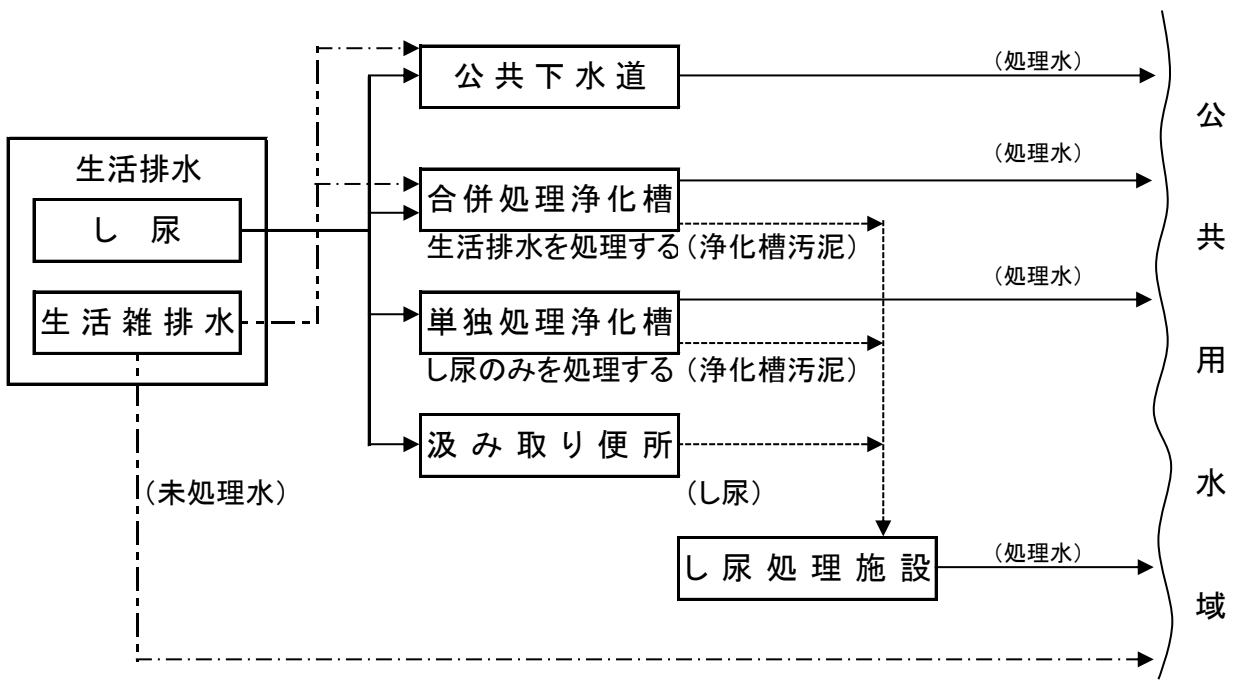
日常生活の中で、炊事や洗濯、入浴などを行うと、そのあと必ず汚れた水が排出されます。一般家庭などから排出される汚水のことを一般的に「生活排水」と呼び、大きく「生活雑排水」と「し尿」に分けられています。



## (2) 生活排水の処理体系

生活排水をそのまま垂れ流すと、周辺の土壌が汚染され、生活環境が不衛生になるほか河川や湖、海などの水質汚濁につながります。

自然環境を保全し、生活環境を向上するために、生活排水を適正に処理することが必要です。



公共用水域とは...  
河川、側溝等公共利  
用のための水域や  
水路のこと。



## 2. 下水道・浄化槽の整備区域について

### (1) 公共下水道により整備している区域

- ① 遠 軽 処 理 区 . . . 遠軽市街地を中心とした、条例で定める区域
- ② 丸 瀬 布 処 理 区 . . . 丸瀬布市街地を中心とした、条例で定める区域
- ③ 白 滝 処 理 区 . . . 白滝市街地を中心とした、条例で定める区域

### (2) 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)により整備している区域

- ① 遠 軽 処 理 区 . . . 旧遠軽町の区域のうち、上記①を除いた条例で定める区域  
例：豊里(一部)、清川(一部)、学田(一部)、社名淵、千代田、丸大、瀬戸瀬 ほか
  - ② 丸 瀬 布 処 理 区 . . . 旧丸瀬布町の区域のうち、上記②を除いた条例で定める区域  
例：東町(一部)、天神町(一部)、金山(一部)、武利、上武利、南丸、上丸 ほか
  - ③ 白 滝 処 理 区 . . . 旧白滝村の区域のうち、上記③を除いた条例で定める区域  
例：白滝(一部)、下白滝、旧白滝、上白滝、東白滝、支湧別、北支湧別、上支湧別 ほか
  - ④ 生 田 原 処 理 区 . . . 旧生田原町の区域
- ※詳細については水道課までお問い合わせください。



### 3. 遠軽町生活排水処理基本計画の策定について

#### (1) 遠軽町総合計画の基本方針

町では、平成27年7月に策定した第2次遠軽町総合計画の基本方針の一つとして、「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」を掲げており、環境の保全や衛生的なまちづくりに取り組むことを謳っています。

今後も安全で快適な生活環境を創造するため、下水道・浄化槽の未整備区域における生活排水対策の充実が必要です。

#### (2) 遠軽町生活排水処理基本計画の基本方針

町では、平成28年以降の生活排水対策を推進するため、公共下水道処理区外における合併処理浄化槽の普及促進を図るための計画となる「遠軽町生活排水処理基本計画」を策定しました。

計画の基本方針及び目標年度は、次のとおりです。

##### 遠軽町生活排水処理基本計画 基本方針

- ① 公共下水道事業計画にしたがい適正に生活排水を処理します。
- ② 公共下水道を使用できる区域については、公共下水道への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ③ 公共下水道事業の計画区域外では、個別排水処理施設整備事業によって合併処理浄化槽の普及を進めます。
- ④ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽の拡大を図ります。

##### 遠軽町生活排水処理基本計画 目標年次

平成28年度～令和7年度(10年間)

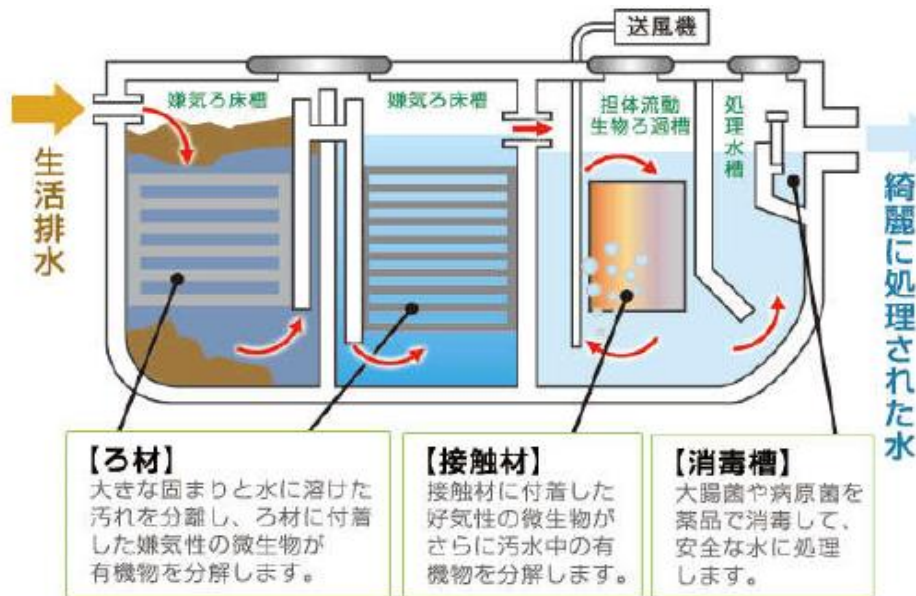


## 4. 個別排水処理施設整備事業について

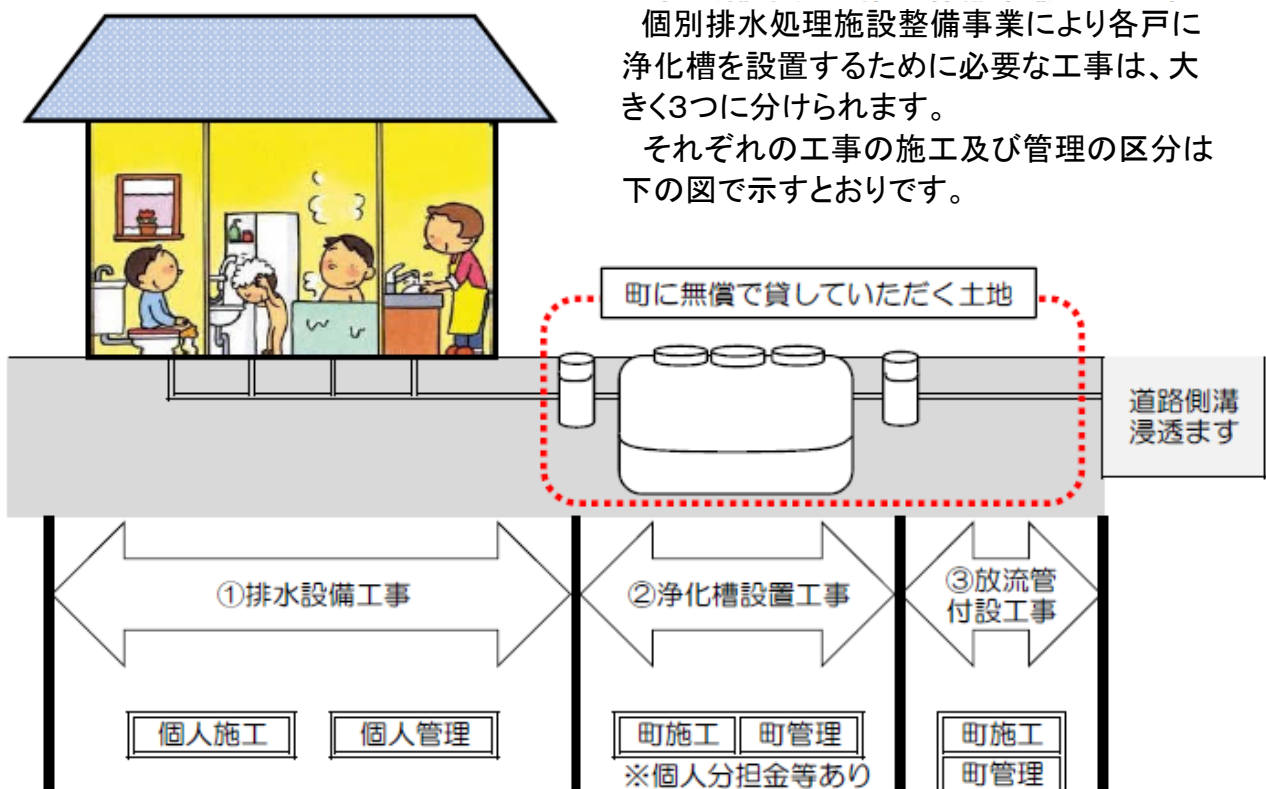
### (1) 個別排水処理施設整備事業とは

町が個別に合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)を設置し、保守管理を行う事業です。

河川や海などの汚れの大きな要因は、家庭から排出される生活雑排水とされています。浄化槽は生活雑排水とし尿と一緒に処理してきれいな水を放流するので、各戸に下水処理場がある「個人下水道」と言えます。



### (2) 個別排水処理施設整備事業の概要



## ①排水設備工事 個人施工

生活雑排水とし尿を浄化槽に流し込むためには、現在の台所や風呂場、便所を浄化槽に接続するための配管工事を行う必要があります。

ご自宅が汲み取り便所の場合の水洗化や配管工事は、個人対応・個人負担となります。

なお、この工事は「遠軽町排水設備工事指定業者」でなければ施工できません。

### 排水設備工事

- ・水洗トイレの設置
- ・トイレ内部の改修(床、壁、コンセントの設置など)
- ・台所、風呂場、洗面所などの改修
- ・配管工(水洗トイレへの給水管、浄化槽への排水管理設)
- ・既存便槽の消毒、取り壊し など

「遠軽町排水設備工事指定業者」については、遠軽町ホームページで「指定業者」と検索、または水道課までお問い合わせください。



- ・個人で発注、施工、管理
- ・工事に掛かる経費は、個人負担
- ・工事概算経費は規模・内容により異なるが、概ね50～100万円程度

## ②浄化槽設置工事 町施工



浄化槽本体、流入・流出ますの設置、送風機(ブロワ)の設置及び電気引込工事は町が行いますが、個人から浄化槽設置分担金50,000円と検査手数料1,000円を徴収します。

なお、浄化槽・送風機を設置するために必要な土地については、町が無償で借り上げることとなりますのでご理解願います。

## ③放流管布設工事 町施工



浄化槽で処理された水を放流するための工事は、町が行います。放流先は、状況により最寄りの道路側溝または地下浸透放流(トレンチ方式)となります。

なお、放流管を設置するために必要な土地については、町が無償で借り上げることとなりますのでご理解願います。

### 浄化槽設置工事・放流管布設工事

- ・浄化槽本体の設置
- ・送風機の設置
- ・放流管等の布設 など



- ・町で施工(5人槽設置工事で概ね250～300万円程度)
- ・工事に掛かる個人負担は、設置分担金50,000円と検査手数料1,000円
- ・浄化槽の維持管理(保守点検・清掃、薬剤補充、修繕等)は、町負担

### (3) 個別排水処理施設使用料について

ご自宅の排水設備工事が終わり、浄化槽の使用が始まると、各戸から個別排水処理施設使用料(以下「使用料」という。)を毎月いただくことになります。

使用料は、主に浄化槽の維持管理経費に使われています。

使用料については、ご自宅が「ア、水道水を使用している場合」と「イ、水道水以外の水(地下水等)を使用している場合」により異なります。

#### ①排水量の算定方法

ア、水道水を使用している場合・・・水道の使用水量(水道メーター)と同量とする

イ、水道水以外の水(地下水等)を使用している場合・・・水量認定基準により算定

##### 水量認定基準

- ・ 1世帯5人までのときは8<sup>m</sup>とし、5人を超えるときは、1人増すごとに2<sup>m</sup>を8<sup>m</sup>に加算する。
- ・ 各戸に設置した排水設備のうち、浴槽1個につき3<sup>m</sup>を、水洗式大便器1個につき2<sup>m</sup>を、水洗式小便器1個につき1<sup>m</sup>を、水洗式大小兼用便器1個につき3<sup>m</sup>をそれぞれ加算する。

#### ②使用料の計算方法

ア、水道水を使用している場合・・・

(例)水道の使用水量が1か月13<sup>m</sup>の場合

- ・ 基本使用料(8<sup>m</sup>まで) 1,520
- ・ 超過使用料(1<sup>m</sup>につき190円加算)  $190 \times 5^m = 950$
- ・ 消費税(10%)  $(1,520 + 950) \times 10\% = 247$



合計 2,717 円

使用料早見表

使用水量	使用料	使用水量	使用料
0 ~ 8 m <sup>3</sup>	1,672 円	15 m <sup>3</sup>	3,135 円
9 m <sup>3</sup>	1,881 円	16 m <sup>3</sup>	3,344 円
10 m <sup>3</sup>	2,090 円	17 m <sup>3</sup>	3,553 円
11 m <sup>3</sup>	2,299 円	18 m <sup>3</sup>	3,762 円
12 m <sup>3</sup>	2,508 円	19 m <sup>3</sup>	3,971 円
13 m <sup>3</sup>	2,717 円	20 m <sup>3</sup>	4,180 円
14 m <sup>3</sup>	2,926 円	(以下、省略)	

※ 個別排水使用料は、水道料金とは別に請求します。

※ 早見表の表示金額は消費税込み(10%)の金額です。1円未満は切り捨てます。



イ、水道水以外の水(地下水等)を使用している場合・・・



(例)6人世帯で、排水設備工事の際に浴槽1個と水洗式大小兼用便器2個を設置した場合

・ 基本人員(5人まで=8 <sup>m</sup> )		1,520
・ 追加人員(1人につき2 <sup>m</sup> 加算)	190×2 <sup>m</sup> ×1人 =	380
・ 浴槽(1個につき3 <sup>m</sup> 加算)	190×3 <sup>m</sup> ×1個 =	570
・ 水洗式大小兼用便器(1個につき3 <sup>m</sup> 加算)	190×3 <sup>m</sup> ×2個 =	1,140
・ 消費税(10%)	(1,520+380+570+1,140)×10% =	361
		合計 3,971 円

### 使用料認定早見表


(i) 世帯数による認定基準

人数	使用料	備考
1~5人	1,520円	8 <sup>m</sup>
1人増えるごとに	380円	2 <sup>m</sup>


(ii) 排水設備による認定基準

排水設備	使用料	備考
浴槽	1個につき 570円	3 <sup>m</sup>
水洗式便器		
大便器	1個につき 380円	2 <sup>m</sup>
小便器	1個につき 190円	1 <sup>m</sup>
大小兼用	1個につき 570円	3 <sup>m</sup>


使用料	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; text-align: center;">(i)の合計額</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 5px 0;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; text-align: center;">(ii)の合計額</div>	+	消費税
-----	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----



大便器



小便器



大小兼用便器

※ 1円未満は切り捨てます。

## (4) 浄化槽の維持管理等について

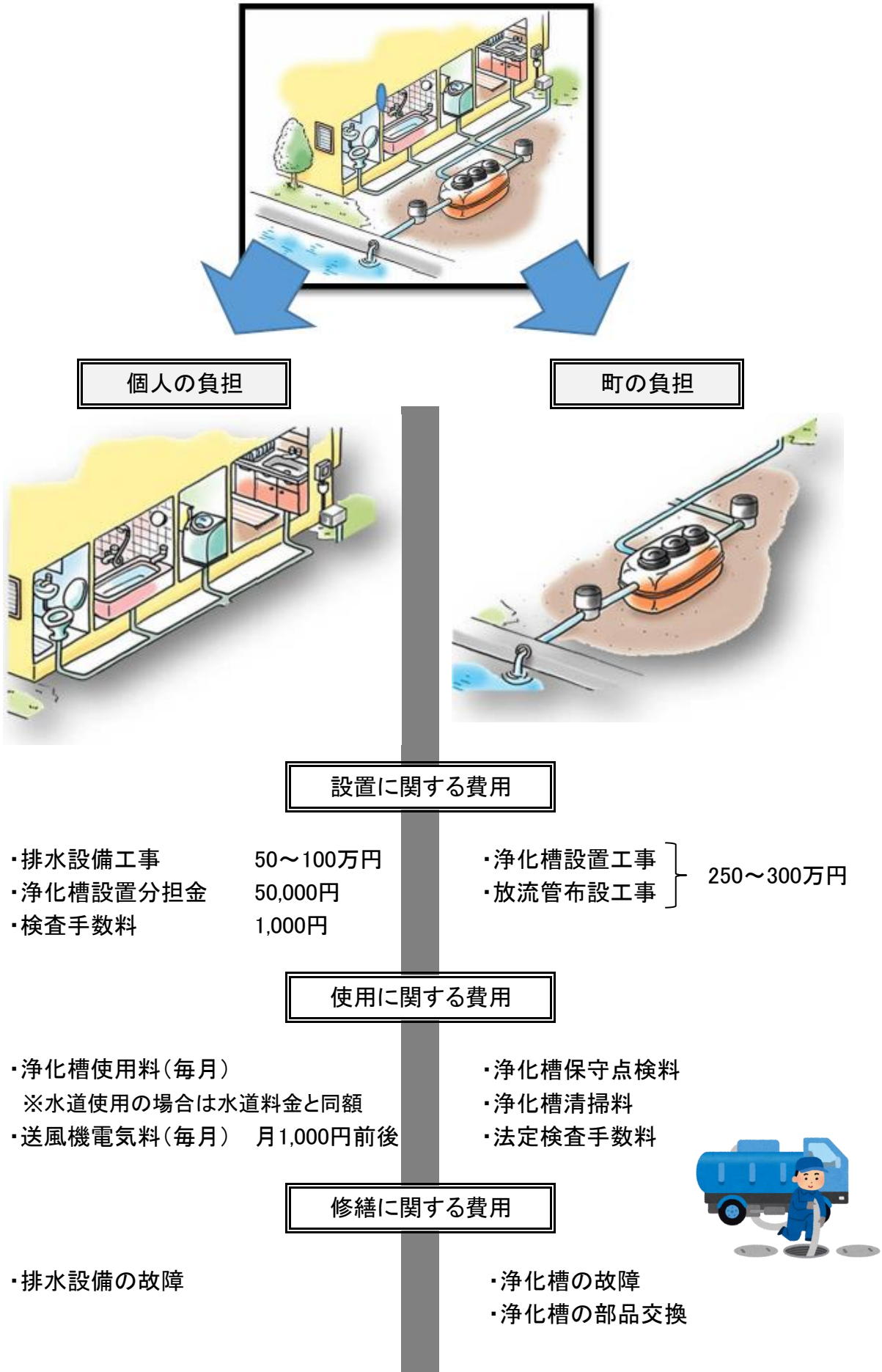
浄化槽は、微生物の働きを利用して生活排水を処理する装置であるため、送風機(ブロワ)を使って、常時、浄化槽内部に新鮮な空気を送り込み、微生物の働きを促す必要があります。**送風機の電気代は、個人負担となります(月1,000円前後)。**

さらに、微生物が活動しやすい環境を保つため、浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を行わなければなりません。**浄化槽の維持管理は、町が行います。**

### 浄化槽の維持管理

- ・ 保守点検～機能維持のための点検や機械調整、修理、消毒剤の補充等(年3回以上)
- ・ 清掃～浄化槽内に溜まった汚泥の汲取、機械の洗浄(年1回)
- ・ 法定検査～清掃状況・浄化槽機能の確認検査(年1回)

**(5) 個人負担・町負担のイメージ(まとめ)**



## 5. 申し込みから使用開始までの流れ

### (1) 申し込み(個人)

- ・遠軽町個別排水処理施設設置申請書を町に提出



### (2) 設置場所の調査(町)

- ・設置申請者宅の状況についての調査、確認
- ・浄化槽設置箇所の有無、工事支障物の有無、処理水放流先の確認、上水道の状況 など
- ・調査の結果、設置が不可能な場合もありますのでご理解願います。

### (3) 土地使用貸借契約の締結(町・個人)

- ・浄化槽設置工事に先立ち、町と土地所有者の間で無償貸借契約を結びます。

### (4) 浄化槽設置工事発注設計書の作成(町)

### (5) 浄化槽設置工事の入札(町)

### (6) 浄化槽設置工事の受注者決定・着工(町)

### (7) 排水設備工事の着工(個人)

- ・水洗トイレの設置、台所・風呂場・洗面所などの改修、配管工 など
- ・この工事は、町に登録している業者に依頼してください。



### (8) 浄化槽設置工事完了・検査(町)

### (9) 排水設備工事完了・検査(町・個人)

- ・検査手数料1,000円を町に納付していただきます。

### (10) 分担金の納付(個人)

- ・50,000円を町に納付していただきます。

### (11) 使用料の納付(個人)

- ・浄化槽の使用開始後、町から使用料の納付書が郵送されます。
- ・便利な口座振替(遠軽信用金庫・えんゆう農協・ゆうちょ銀行・北洋銀行・北海道労働金庫)もご利用いただけます。
  - ※ 申込書は金融機関の窓口に用意してあります。
  - ※ 手続きには通帳・印鑑(銀行の届出印)が必要になります。

## 6. よくある質問 (Q&A)

### Q1 浄化槽を設置するまでに必要な期間は？

A1 申請から工事発注・設置完了し、使えるまで約4～5か月を要します。

### Q2 浄化槽を使用するときの注意事項は？

A2 浄化槽の機能を十分に発揮するために、主に次の点に注意してください。

①台所では…

- ・野菜くずや残飯などは三角コーナーなどで集めて処理する
- ・使用後の天ぷら油などは絶対に流さない

②トイレでは…

- ・トイレットペーパーを使う
- ・ティッシュペーパーや紙おむつ、タバコの吸い殻などは流さない
- ・酸性の洗剤を使用しない

③洗濯では…

- ・洗剤、漂白剤などは適量で使う

④風呂場では…

- ・過度のカビ取り剤の使用を控える

⑤浄化槽本体に関すること

- ・送風機(ブロワ)の電源を絶対に切らない
- ・殺虫剤を使用しない
- ・浄化槽の上にもものを置かない

など



### Q3 故障した場合はどうすればよいか？

A3 家の中の水漏れや排水管のつまりなどは、施工した業者に連絡してください。  
(費用は、使用者負担)

浄化槽本体から異臭・異音があった場合は、町に連絡してください。

#### お問い合わせ先

経済部水道課	☎ 0158 - 42 - 4815
生田原総合支所事業課	☎ 0158 - 45 - 2011
丸瀬布総合支所事業課	☎ 0158 - 47 - 2211
白滝総合支所事業課	☎ 0158 - 48 - 2211

受付時間 8時45分～17時30分(土日祝日、年末・年始を除く)